

磐田商工会議所 会費規程別表

資本金による基準		従業員数による基準		
資本金額	口数	従業員数	商業 サービス業	工業
万円以下 50	2	人以下 0	1	1
100	3	2	1	1
200	4	5	2	1
300	5	10	3	2
400	6	15	5	3
500	7	20	8	4
600	8	30	10	5
800	10	40	15	6
1,000	15	50	20	8
2,000	20	75	30	10
5,000	30	100	40	12
10,000	50	200	80	20
20,000	80	300	120	30
50,000	110	400	160	40
100,000	130	500	200	50
200,000	180	700	300	60
500,000	300	1,000	400	80
1,000,000	380	1,500		120
2,000,000	450	2,000		160
5,000,000	600	5,000		200
万円以上 5,000,000	600	10,000		300
		人以上 10,000		400

1. 会費の計算方法は次の通りです。(1口2,500円)
 平等割(3口7,500円) + 資本金による基準 + 従業員による基準 = 会費額
 但し、役員、議員はこの他特別会費が加算されます。

2. 本社以外の支店、工場の資本金については、1,000万円以下は5口、1,000万円を超えるものは資本金口数の3割の口数として1の計算方法により算出する。

3. 本社以外の支社、営業所出張所の資本金については資本金10,000万円以下は5口、10,000万円以上は基準口数の1割を原則として第5条により評価する。但し、役員議員事業所は2項を適用する。

4. 役員、議員の特別会費は次の通りとする。
 会頭150口以上、副会頭70口以上、常議員40口、監事議員32口としそれぞれ加算される。

5. 従業員数については本社は全従業員(全店、全工場)とし支店、工場、営業所等はその支店の従業員とする。

6. 資本金、従業員数は毎年1月1日現在をもって基準とする。

7. 以上の他、業績等により評価割によって加減することがある。

(平成3年3月28日より一部改正施行)